（様式第２号）

誓　約　書

□私

□当社

は、下記１及び２のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

この表明・確約書が虚偽であり、又はこの表明・確約書に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てず、何ら賠償ないし補償を求めません。ただし、貴職に損害が生じたときには、その損害を賠償します。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて、同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な場合

（１）　法人等（個人・法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用する等しているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適切な行為をする者

（１）　暴力的な行為

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為

（５）　その他前各号に準ずる行為

会津美里町長

年　　月　　日

所在地

代表者職・氏名　　㊞